

令和 7 年度（2025 年度）鎌倉市職員採用試験受験案内

鎌倉市総務部職員課

※ 令和 7 年度（2025 年度）に実施された鎌倉市職員採用試験（春試験①②③）に

応募したことがある人は、申込することができません。

1 募集する職種、採用予定人数、職務内容、受験資格

職種等	採用予定 人数	職務内容	受験資格
事務 E (民間企業等 職務経験者)	15 名程度	行政機関の事務（企画、財政、 税務、防災安全、戸籍、福祉、 環境、都市計画、下水道、教育 等）に従事します。	昭和 60 年（1985 年）4 月 2 日から平成 15 年 (2003 年) 4 月 1 日までに生まれた人 ※ 民間企業等職務経験者を対象とした試験です。令和 8 年 3 月に大学・大学院を卒業・修了見込みの人は申 込できません。
事務 D (高卒・専門卒・ 短大卒等)	若干名	行政機関の事務（企画、財政、 税務、防災安全、戸籍、福祉、 環境、都市計画、下水道、教育 等）に従事します。	平成 16 年（2004 年）4 月 2 日から平成 20 年 (2008 年) 4 月 1 日までに生まれた人で、高等 学校を卒業した人（令和 8 年（2026 年）3 月卒 業見込みの人を含む）
事務（教育） (注 1)	若干名	教育委員会の事務（学校教育、 社会教育、文化財保護等）に従 事します。	平成 2 年（1990 年）4 月 2 日から平成 15 年(2003 年) 4 月 1 日までに生まれた人 ※ 民間企業等職務経験者を対象とした試験です。令和 8 年 3 月に大学・大学院を卒業・修了見込みの人は申 込できません。
建築	5 名程度	建築の専門的技術を必要とする 業務（公共施設の設計・管理、 都市計画、建築確認及び許認可 事務等）に従事します。	昭和 60 年（1985 年）4 月 2 日以降に生まれた人 で、次の①、②のいずれかに該当する人 ①建築に関する専門課程を履修した人（注 2） ②一級建築士の資格を有する人
土木	10 名程度	土木の専門的技術を必要とする 業務（道路・河川・公園・下水 道の設計・管理、都市計画等） に従事します。	昭和 60 年（1985 年）4 月 2 日以降に生まれた人 で、土木に関する専門課程を履修した人（注 3）
電気	若干名	電気の専門的技術を必要とする 業務（公共施設の設計・管理、 下水道施設・廃棄物処理施設の 維持管理等）に従事します。	昭和 60 年（1985 年）4 月 2 日以降に生まれた人 で、次の①、②のいずれかに該当する人 ①電気に関する専門課程を履修した人（注 4） ②電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格を 有する人
機械	5 名程度	機械の専門的技術を必要とする 業務（公共施設の設計・管理、 下水道施設・廃棄物処理施設の 維持管理等）に従事します。	昭和 60 年（1985 年）4 月 2 日以降に生まれた人 で、機械に関する専門課程を履修した人（注 5）
保健師	若干名	保健師の専門的技術を必要とす る業務に従事します。	昭和 60 年（1985 年）4 月 2 日以降に生まれた人 で、保健師免許を有する人又は令和 8 年（2026 年）3 月までに保健師免許を取得見込みの人

学芸員 ^(注6)	5名程度	学芸員及び埋蔵文化財の保護にかかる専門的技術を必要とする業務に主に従事します。	昭和60年(1985年)4月2日以降に生まれた人で、次の①、②のいずれかに該当する人 ただし、②に該当する人については、学芸員に準じた職種として採用する。 ①学校教育法による4年制大学又は大学院で考古学もしくは歴史学等を専攻し、卒業又は修了した人(令和8年(2026年)3月卒業又は修了見込みを含む。)で、学芸員資格を有する人(令和8年(2026年)3月までの取得見込みを含む。) ②学校教育法による4年制大学又は大学院で考古学もしくは歴史学等を専攻し、卒業又は修了した人で、埋蔵文化財の発掘調査の実務経験を3年以上有する人
保育士	10名程度	保育士の専門的技術を必要とする業務に従事します。	昭和60年(1985年)4月2日以降に生まれた人で、次の①～③のいずれかに該当する人 ①保育士資格を有する人又は令和8年(2026年)3月までに保育士資格を取得見込みの人 ②神奈川県において、国家戦略特別区域法の規定による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けている人又は令和8年(2026年)3月までに登録される見込みの人 ③国家戦略特別区域法の規定により都道府県(神奈川県は除く。)が実施する国家戦略特別区域限定保育士試験を合格し、その登録の日から起算して令和8年(2026年)3月までに3年を経過している人
作業療法士	若干名	作業療法士の専門的技術を必要とする業務に従事します。 ※こどもの発達支援(発達に不安のあるお子さんを対象に、相談対応、巡回相談事業等における発達支援業務)及び、児童福祉に関する企画・立案等	昭和60年(1985年)4月2日以降に生まれた人で、作業療法士の免許を有する人
福祉	若干名	福祉の専門的技術を必要とする業務(相談支援、調査、指導、福祉に関する企画・立案)に従事します。	昭和60年(1985年)4月2日以降に生まれた人で、次の①、②のいずれかに該当する人 ①社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する人 ^(注7) ②社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を令和8年(2026年)3月までに取得見込みの人
児童指導員	若干名	児童指導員の専門的技術を必要とする業務に従事します。 ※こどもの発達支援(発達に不安のあるお子さんを対象に、相談対応、巡回相談事業等における発達支援業務)及び、児童福祉に関する企画・立案等	昭和60年(1985年)4月2日以降に生まれた人で、次の①、②のいずれかに該当する人 ①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に規定する児童指導員の任用要件を満たす者 ②児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に規定する児童指導員の任用要件を令和8年(2026年)3月までに満たす見込みの者
障害のある方を対象とした採用試験(上記全ての職種)	若干名	上記の行政機関の事務を必要とする業務に従事します。 ※障害の特性を考慮し、試験会場や採用後の職場環境を配慮します。	受験しようとする職種の受験資格に加え、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

注 1 事務（教育）について

複雑化・専門化する教育現場の課題に対応するため、教育行政の専門として、主体的・機動的に教育政策を立案できる人材の育成を目的とした事務職です。

採用後は、教育委員会への配属が基本となりますが、教育行政職に求められる資質や能力を育成するために、必要に応じて市長部局や他省庁で勤務することもあります。

注 2 建築に関する専門課程を履修した人について

数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工などの建築に関する科目のうち、3科目以上を取得した人のことです。

注 3 土木に関する専門課程を履修した人について

応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、構造力学、材料・施工などの土木に関する科目のうち、3科目以上を取得した人のことです。

注 4 電気に関する専門課程を履修した人について

電気回路、電子回路、電磁気学、変電工学、送配電工学、電気法規、電力システム工学、電気機器学、制御工学、パワーエレクトロニクス、電気応用などの電気に関する科目のうち、3科目以上を取得した人のことです。

注 5 機械に関する専門課程を履修した人について

数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作などの機械に関する科目のうち、3科目以上を取得した人のことです。

注 6 学芸員について

該当する受験資格にかかわらず、申込時に「発掘調査等経歴書」の提出が必要です。ホームページから書式をダウンロードしたうえで作成してください。

注 7 社会福祉法第 19 条の社会福祉主事の任用資格を有する人について

次の（１）～（３）のいずれかに該当している人のことです。

（１）学校教育法に基づく大学（短期大学を含む）において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上を修めて卒業した人

指定科目は、ホームページ（<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/0703haru3saiyo.html>）で確認してください。科目名称が完全に一致していない場合でも、次の①～④のいずれかの場合には受験資格を認めます。

① 科目名称が次の通知の読替えの範囲に合致する場合

社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等についての一部改正について（令和 2 年 3 月 6 日社援発 0306 第 28 号厚生労働省社会・援護局長通知）

② 履修科目が指定科目に合致するものとして、国から個別に認定を受けた旨の証明書を大学が発行する場合

③ 社会福祉主事任用資格取得を証明する書類を大学が発行する場合

（２）都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した人

（３）社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人

※ 採用予定人数は、募集時におけるものであり、今後変更する場合があります。

※ 複数の試験区分に重複して申込みすることはできません。

※ 試験区分ごとの受験資格にかかわらず、次に該当する人は受験できません。

（１）中学校在学中（卒業見込みを含む）の人

（２）地方公務員法第 16 条の規定に該当する人

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受験申込手続

申込受付期間中に、以下申込手順に沿って申込してください。

【申込受付期間】

令和7年（2025年）9月16日（火）午前9時から10月14日（火）午前9時まで

受験申込URL：<https://secure.bsmrt.biz/kamakuracity/u/job.php>

申込手順

- (1) 上記URLから「**職員採用試験**」のうち、希望する職種（試験区分）の「詳細」を押下してください。
 - (2) 希望する職種であるかを確認し、「応募する」を押下してください。
 - (3) 個人情報の取扱いについて確認し、「同意する」を押下してください。
 - (4) 氏名・メールアドレス等を入力し、パスワードを設定のうえ、「登録」を押下してください。
 - (5) (4) で入力したメールアドレス宛に「**【鎌倉市役所】仮登録受付完了と本登録のお願い**」というタイトルのメールが届きます。本文にIDとURLが記載されていますので、URLにアクセスし、IDと(4) で設定したパスワードを入力してログインしてください。
 - (6) ページ上部の「エントリー入力」を押下し、必要事項を入力して本登録を完了してください。（スマートフォンからアクセスしている方はページ右上部のメニューボタンを押下すると「エントリー入力」が出現します。）
 - (7) 本登録完了後、「**【鎌倉市役所】本登録完了通知**」というタイトルのメールが届きますので、これで申込は完了です。
- ※ インターネットからのみの受付となります。郵送や持参等での提出はできませんので御注意ください。
- ※ 申込前に「bsmrt.biz」のドメインから送信される電子メールが受信できるようにメールの設定をしてください。
- ※ 受付専用ページで推奨されるブラウザはGoogle Chrome です。
- ※ 受付期間外は、「現在募集中の試験はありません。」と表示されます。
- ※ 申込には、顔写真データの添付が必要になります。縦横比4:3 のデータを御用意ください。
- ※ 「本登録」の途中で登録内容の一時保存が可能です。登録作業を中断した場合は、途中から入力が可能ですが、一時保存のまま申込み期間が終了した場合は、本登録が完了しませんので御注意ください。
- ※ 受付期間最終日は、アクセス集中により申込サイトに繋がりにくくなる場合があります。いかなる場合も受付期間を過ぎてからの申込みはできませんので、余裕をもって申込みしてください。

3 試験の方法

(1) 第一次試験

内 容	①WEB試験（GAB：知的能力の測定、適性検査） インターネットが使用できるパソコン環境が必要となります。次の推奨環境をよく御確認のうえ、受験してください。 推奨OS：Microsoft Windows10/11 推奨ブラウザ：Microsoft Edge / Google Chrome 推奨画面サイズ：画面サイズ 13 インチ以上
	②録画面接 録画面接とは、出題された質問について、各自のスマートフォン等を使用して回答動画を撮影しアップロードすることを指します。 以下の推奨環境をよく御確認のうえ、受験してください。 <パソコンの場合> Windows・・・OS：Windows10 以上 ブラウザ：Google Chrome(最新版)、Microsoft Edge(最新版) Mac・・・OS：Big Sur 以上 ブラウザ：Google Chrome（最新版） <スマートフォン、タブレットの場合> Android・・・OS：Android 11 以上 ブラウザ：Google Chrome（最新版） iPhone/iPad・・・OS：iOS 15.6 以上 ブラウザ：Google Chrome（最新版）、Safari(最新版)
日 程	令和 7 年（2025 年）10 月 18 日（土）午前 9 時から 10 月 20 日（月）午前 9 時まで
合格発表	令和 7 年（2025 年）10 月下旬 （市のホームページに合格者の受験番号を掲載します。なお、掲載時にその旨をメールにて通知します。）

※本人以外の者が代理で回答する、回答中に他者から助言を受ける等の不正行為を固く禁じます。

※第三次試験の際「本人確認テスト」を実施します。

※受験の際に電卓・筆記用具・メモ帳を御用意ください。

※詳細については、受験申込された方に対して、WEB試験に必要な情報（URL、受験番号等）を通知します。

(2) 第二次試験

内 容	第一次試験合格者に対し、WEB個人面接を行います。（ <u>保育士は会場を指定のうえ、対面で個人面接を行います。</u> ）
日 程	令和 7 年（2025 年）11 月 17 日（月）から 11 月 23 日（日）までのいずれか 1 日
会 場 (保育士のみ)	鎌倉市役所本庁舎等（試験会場等の詳細は、第二次試験合格者にお知らせします。）
合格発表	令和 7 年（2025 年）12 月上旬 （市のホームページに合格者の受験番号を掲載します。なお、掲載時にその旨をメールにて通知します。）

(3) 第三次試験

内 容	第二次試験合格者に対し、会場を指定のうえ、個人面接及び本人確認テストを行います。
日 程	令和7年（2025年）12月下旬
会 場	鎌倉市役所本庁舎等（試験会場等の詳細は、第二次試験合格者にお知らせします。）
提出書類	①全員：卒業証明書（見込みの方は見込み証明書）、成績証明書 （大学院修了の方も大学の証明書を、また、受験資格に該当する卒業学校が別の場合はその証明書も提出してください。） ②技術職（事務職以外）：受験資格における資格証（取得見込みの方は見込み証明書）の写し（該当する方のみ） ③障害のある方：障害者手帳の写し ※①～②の提出書類は旧姓でも構いません。
合格発表	令和8年（2026年）1月上旬 （市のホームページに合格者の受験番号を掲載します。なお、掲載時にその旨をメールにて通知するほか、合格者全員に郵送にて通知します。）

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、職種区分ごとに作成される職員採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 採用の時期について、原則として令和8年（2026年）4月1日となります。
- (3) 採用後6か月は条件付採用となります。この期間の実績により、正式採用しない場合があります。
- (4) 受験資格がないこと又は申込の記載事項が正しくないことが判明した場合、また、採用日までに受験資格要件が満たされなかった場合は、合格を取り消し、職員採用候補者名簿から削除します。
- (5) 外国籍の方について、就労が制限される在留資格の方は、採用しません。

5 勤務条件

(1) 給与

給与は、鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市職員の給与に関する条例施行規則に基づいて支給されます。また、初任給は、職務経験年数、最終学歴等に応じて一定の基準により決定します。

最終学歴	新卒	職務経験 10 年	職務経歴 20 年
大 学	2 6 1, 9 0 0 円以上	2 8 6, 4 0 0 円以上	2 9 6, 8 0 0 円以上
短 大	2 4 7, 4 0 0 円以上	2 8 3, 3 0 0 円以上	2 9 4, 4 0 0 円以上
高 卒	2 2 9, 3 0 0 円以上	2 7 6, 8 0 0 円以上	2 9 0, 9 0 0 円以上

※ 上記は、鎌倉市職員と同種とみなされる職務経験があつて採用された場合の金額です。

このほか、期末勤勉手当や通勤、住まい、家族の状況などに応じて諸手当を支給します。

上記の給与額は、令和7年（2025年）8月1日における初任給（地域手当を含む。）であり、今後条例改正等が行われたときは、その定めるところによります。

(2) 勤務時間等

勤務時間	原則として8時30分から17時15分まで
休 日	原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始
休 暇 等	年次有給休暇のほか、夏季・リフレッシュ・結婚・産前産後・出産・育児参加・子の看護・短期介護などの特別休暇等があります。

6 その他注意事項

- (1) 試験の途中で、受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の試験を受験できません。合格している場合は、合格を取り消します。
- (2) 採用後、本人の適性等の理由により、受験職種とは異なる業務を行っていただく場合があります。
- (3) この試験において提出された書類は、一切返却しません。
- (4) 災害等で試験が実施できない場合などの緊急のお知らせは、市ホームページ及びX（旧 Twitter）（アカウント名：鎌倉市職員採用情報）で行います。
- (5) 合格者は、令和7年度会計年度事務補助職員採用候補者名簿に登載します。会計年度事務補助職員とは、職員の補助業務を行う職員のこと、名簿登載者のうち、勤務の調整がつく方については、令和8年（2025年）3月31日までの間に会計年度事務補助職員として勤務することをお願いする場合がございますので御了承ください。
- (6) WEB試験によって発生する通信料は自己負担となります。
- (7) 採用された場合、職員の福利や厚生を図ることを目的とした、鎌倉市役所職員厚生会への加入が必須となりますので御了承ください。

【問合せ先】

鎌倉市総務部職員課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467 (23) 3000

※ お電話でのお問い合わせは、開庁日の9時00分から12時00分、13時00分から17時00分までの間となります。



職員課ホームページ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syokuin/saiyo-t.html>



X（旧 Twitter）鎌倉市職員採用情報 https://twitter.com/kamakura_saiyou